

平成20年5月28日

# 株 主 各 位

大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号  
パナホーム株式会社  
取締役社長 上 田 勉

## 第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」（41頁から42頁）をご覧くださいのうえ、平成20年6月23日（月曜日）午後5時30分までにご行使ください。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成20年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号  
当社14階会議室（末尾記載の株主総会会場ご案内略図ご参照）
3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第51期〔平成19年4月1日から平成20年3月31日まで〕事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 決議事項 取締役6名選任の件

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・株主総会招集通知添付書類および株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正する必要が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（<http://www.panahome.jp/ir/>）において掲載することによりお知らせいたします。

## 事業報告

〔平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで〕

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当年度のわが国経済は、民間設備投資の拡大や堅調な輸出などにより緩やかな回復基調にありましたが、世界的な金融不安、円高・株安、原材料高騰など企業収益を悪化させる要因が増大し、大変厳しい状況となってまいりました。住宅業界におきましても、改正建築基準法による新設住宅着工戸数の大幅減少や需要者の消費マインドの低下など受注面を中心に特に厳しい状況でありました。

このような環境下において、当社グループは、経営体質強化を図るため、4工場を2工場へ集約再編、自社生産していた内装部材を松下グループからの調達へ変更、標準化・平準化による人員のスリム化という事業構造改革を実行し、平成19年9月より新体制をスタートさせました。

事業推進につきましては、政府が進めている200年住宅ビジョンに沿った形で、メンテナンスまで含めた長寿命住宅の供給や省エネ・CO<sub>2</sub>削減を推進するため、生活快適エコライフ住宅を基本コンセプトと位置づけ、安全・安心、健康・快適、省エネ・創エネをテーマに、戸建請負事業、資産活用事業、分譲事業、リフォーム事業を展開いたしました。

#### 戸建請負事業

戸建請負につきましては、パワテック（家族を守る耐震構造）、ピュアテック（快適空気へのこだわり）、キラテック（美しさを保つ光触媒タイル）の3つのオリジナル技術をベースに、平成19年4月に光触媒が実現する白いタイルの家『ソーナ ビアンカ』を、平成19年9月にはユニバーサルデザインの平屋住宅『ふたりスタイル』を、そして、平成20年1月には女性の声を反映させ、家事動線を約20%短縮するなど家事効率を高めた「家事楽スタイル」を提案する『ソーナ・ユールキア』を発売いたしました。

営業面では、住まいづくりの新提案として「家事楽スタイル」を積極的に推進するとともに、簡易積算機能を持つ三次元デジタルプレゼンテーションソフト「アクシス」を活用し、営業の効率化とスピードアップを図りました。また、松下グループの総合力を結集した住空間・最新設備・最新家電を装備した住宅にお泊りいただき、見て触れてご納得いただく宿泊体験モデルハウスを展開いたしました。

## 資産活用事業

賃貸集合住宅につきましては、平成19年6月に、光触媒のタイル外壁と最高ランクの耐震性能（耐震等級3）を備えたオール電化賃貸住宅『エルメゾン ネクスト』の重ね建てタイプと戸建貸家タイプを発売し、また平成20年1月には、片廊下タイプと階段室タイプを追加発売し、フルラインアップ化を図りました。

また、平成19年9月に、賃貸管理を強化するためパナホーム不動産株式会社を設立し、賃貸住宅経営について、設計施工から賃貸管理、リフレッシュ工事まで、トータルで安心してお任せいただける体制を構築いたしました。

一方、医療・福祉分野につきましては、平成19年8月に住宅業界で初めて、医療や介護サービスを備えた多機能型高齢者専用賃貸住宅『ケアビレッジ・リビング』を発売いたしました。

## 分譲事業

住宅一次取得の方への対応として、東名阪を中心に戸建分譲・マンション分譲を推進してまいりました。

戸建分譲につきましては、総区画120戸の『パナホームシティ西神南』（神戸市西区井吹台）や、松下グループとのコラボによる『コンチェルトヒルズ響奏の丘』（横浜市保土ヶ谷区上星川）など、人と環境にやさしい街づくり「エコライフタウン」の展開を行いました。またマンション分譲につきましては、『パークナード綱島東公園』（横浜市港北区綱島東）や、『タイムズ・ピース・スクエア』（大阪市城東区今福西）など、中高級分譲マンションを推進いたしました。

## リフォーム事業

リフォーム事業につきましては、パナホームの既築施主様が生涯ご満足いただくことを基本として、受注拡大に注力してまいりました。具体的には、外まわり工事（外壁、屋根）や、水まわり工事（キッチン、バス、洗面）、オール電化への切替工事などに松下グループの最新設備を採用し、価格と仕様を明快にパッケージ化した『特撰リフォームパック』によるリフォーム提案を推進いたしました。

また、団塊世代の方を中心に、コンサルティングリフォームとして『匠のリフォームセミナー＆個別相談会』を全国で開催いたしました。さらに、一般戸建住宅やマンションリフォームの受注拡大も推進いたしました。

これらの施策を講じてまいりましたが、当期の経営成績は、業界を取り巻く環境が大変厳しい状況で推移したため、連結売上高は前年比1.1%減の2,936億1千6百万円となりました。連結営業利益は、事業構造改革の効果等により前年比4.7%増の87億5千7百万円、連結経常利益は、前年比0.2%減の94億2百万円、また、連結純損益は、事業構造改革費用として106億1千3百万円を特別損失として計上したため6億6百万円の損失となりました。なお、連結受注高は前年度に比べて3.6%増の2,949億7千9百万円となりました。

## 部門別受注高および売上高

部門区分	前年度繰越受注高	当年度受注高	当年度売上高	次年度繰越受注高
建築請負部門	120,034	202,481	199,707	125,405
不動産事業部門	3,875	64,096	63,922	4,049
住宅システム部材販売部門	17,608	28,401	29,986	15,142
合計	141,518	294,979	293,616	144,597

- (注) 1. 当年度に持分法適用会社から子会社への異動があったため、前年度繰越受注高 + 当年度受注高 - 当年度売上高は、次年度繰越受注高に一致しません。
2. 各部門区分の事業内容については、「(11)主要な事業内容」に記載しております。

### (2) 設備投資の状況

当年度は、業務の標準化・平準化を推進するために必要なソフトウェア開発などのほか、工場生産設備の合理化などを対象に総額18億1千8百万円の設備投資を実施いたしました。

### (3) 資金調達の状況

当年度の所要資金は、手元資金によって充当いたしました。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、建築士法改正による重要事項説明義務化や住宅瑕疵担保履行法施行による保険または供託の義務化、鉄鋼を中心とする原材料価格の高騰や景気の先行きの不透明感など、住宅事業を取り巻く環境変化は激しく、より一層厳しくなっていくものと思われます。

このような市場環境へ対応するため、人材強化による生産性の向上や、平準化の推進によるロス削減、また代替素材の開発、不採算展示場の見直し、省施工設計や物流などのコストダウンを推進することにより、さらなる経営体質の強化に努めてまいります。

一方、こうした経営環境の変化を新たな機会と捉え、差別化の徹底による成長性確保に邁進してまいります。具体的には、松下グループコラボの推進として、オール電化と最新松下設備の採用で、住宅業界の省エネ基準であるCASBEEの最高等級（Sランク）の取得を推進するとともに、宿泊体験モデルハウスの本格稼働による成約率向上を目指し、平成20年度上期に全国50棟常設運営を進めます。また、ストック事業への対応として、リフォーム事業や不動産流通事業の強化、ならびに、住宅関連事業の強化として、首都圏で推進している外構造園・測量事業を中部地区・近畿地区へ展開してまいります。さらに、戸建分譲とマンション分譲を推進することで、より幅広い住宅需要に対応してまいります。

これらの施策を着実に実行することにより、経営体質の強化と成長性確保を図るとともに、CSR（企業の社会的責任）をはじめ、コンプライアンスやリスクマネジメントに誠実に取り組むことにより、会社経営の透明性と健全性を確保し、継続的な企業価値向上に努めてまいります。また、お客様第一のCS活動で「家をつくるならパナホーム」と言われる企業を目指し、「住まいとくらしの総合産業」の実現に向け、邁進してまいります。

何卒、株主の皆様には今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度 (当年度)
受 注 高 (百万円)	251,729	283,712	284,798	294,979
売 上 高 (百万円)	263,826	272,294	296,816	293,616
経 常 利 益 (百万円)	3,599	4,744	9,419	9,402
当期純利益 (百万円)	3,771	2,701	5,239	606
1 株当たり 当期純利益 ( 円 )	22.48	16.10	31.21	3.61
総 資 産 (百万円)	233,365	214,018	216,770	206,750
純 資 産 (百万円)	122,273	117,106	120,542	117,356
1 株当たり 純 資 産 ( 円 )	728.67	697.89	713.07	692.48

(注) 1. 印は損失を示しております。

- 平成18年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (10)重要な親会社および子会社の状況

### 親会社との関係

当社の親会社は松下電器産業株式会社であり、当社の議決権の54.6%（間接所有を含む。）を所有しております。

### 重要な子会社および関連会社の状況

（平成20年3月31日現在）

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
(子会社)			
株式会社パナホーム北九州	80	100.0	パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム和歌山	40	100.0	
埼玉西パナホーム株式会社	30	89.5	
株式会社パナホーム滋賀	30	78.5	
株式会社パナホーム東海	60	75.0	
パナホーム不動産株式会社	50	100.0	不動産の仲介、賃貸管理 外構・造園工事の設計・ 施工および監理
株式会社ナテックス	300	55.0	
(関連会社)			
株式会社パナホーム愛岐	40	50.0	パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム長野中央	40	50.0	
株式会社パナホーム北関東	34	50.0	
株式会社パナホーム兵庫	99	48.0	
株式会社パナホーム静岡	50	48.0	
京都パナホーム株式会社	97	45.0	

### その他の関係会社の状況

松下電工株式会社は、当社の議決権の27.3%を保有しており、創業当初から密接な関係にあります。

## (11) 主要な事業内容

建築請負部門	戸建住宅・賃貸集合住宅などの建築工事、リフォーム工事の請負および施工
不動産事業部門	分譲用土地・建物およびマンションの販売、不動産の売買仲介・賃貸管理
住宅システム部材販売部門	工業化住宅「パナホーム」のシステム部材の製造および販売

## (12) 主要な営業所および工場

(平成20年3月31日現在)

当 社 本 社	大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号
営 業 拠 点	
[北海道・東北地区]	当社 東北・北海道支社
[関 東 地 区]	当社 新潟支店、茨城支社、埼玉支社、千葉支社、東京東支社、東京支社、首都圏環境開発支社、東京特建支店、神奈川支社 ㈱パナホーム北関東、㈱パナホームセキショウ、埼玉西パナホーム㈱、 ㈱パナホーム多摩、神奈川西パナホーム㈱、㈱パナホーム山梨、 ㈱ナテックス(本店)
[中 部 地 区]	当社 北陸支店、名古屋支社、中部環境開発支社、岐阜支店、三重支社 ㈱パナホーム東海、㈱パナホーム長野中央、 ㈱パナホーム静岡、㈱パナホーム知多、㈱パナホーム愛岐
[近 畿 地 区]	当社 奈良支社、大阪支社、近畿環境開発支社、近畿特建支社、神戸支社 ㈱パナホーム伊賀、㈱パナホーム滋賀、京都パナホーム㈱、 ㈱パナホーム兵庫、パナホーム不動産㈱(本店)
[中 四 国 地 区]	当社 東中国支社、西中国支社、四国支社
[九 州 地 区]	当社 九州支社、沖縄支店 ㈱パナホーム北九州、㈱パナホーム大分、㈱松栄パナホーム熊本
製 造 拠 点	当社 本社工場(滋賀県東近江市)、筑波工場(茨城県つくばみらい市)
研 究 所	当社 住宅・技術研究所(滋賀県東近江市)

(13)従業員の状況（平成20年3月31日現在）

企業集団の状況

従業員数	前年度末比増減
5,097名	653名減

当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,389名	967名減	38歳2月	14年2月

- (注) 1. 従業員数は、出向者（81名）を除いて記載しております。  
2. 従業員数が当事業年度において減少している主な理由は、「早期退職優遇制度」および「特別転進支援制度」の実施によるものです。

(14)主要な借入先（平成20年3月31日現在）

お客様がグループホームなどの介護施設を建築する際の資金を、S P C（特別目的会社）を介した証券化により融資するスキームを構築しましたが、当該スキームにおいてS P Cが調達した金融機関からの借入資金を計上しております。

借入先	借入額
住友信託銀行株式会社	3,788百万円

(15)その他

当社は、請負代金額1,500万円以上の建築一式工事について、建設業の許可を受けていない者との間で下請契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとの理由により、平成19年11月に国土交通省近畿地方整備局より指示処分を受けました。この事実を厳粛に受け止め、今後このような事態が二度と発生しないよう再発防止対策の実施を図り、より一層のコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 596,409,000株  
 (2) 発行済株式の総数 168,563,533株（自己株式388,388株を含む。）  
 (3) 株主数 11,484名  
 (4) 大株主

株 主 名	持株数	出資比率
	千株	%
松下電器産業株式会社	45,518	27.07
松下電工株式会社	45,518	27.07
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシー サブアカウントアメリカンクライアント	4,905	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,066	2.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,996	2.38
全国共済農業協同組合連合会	3,697	2.20
資産管理サービス信託銀行株式会社	2,532	1.51
株式会社三井住友銀行	2,358	1.40
パナホーム社員持株会	2,065	1.23
ザ バンク オブ ニューヨーク トリーティー ジャスデック アカウント	1,950	1.16

(注) 出資比率は、自己株式数（388,388株）を控除して算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する状況（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状況

##### (1) 取締役および監査役の状況

(平成20年3月31日現在)

氏名	地位	担当、他の法人等の代表状況等
上田 勉	取締役社長	
古賀 新也	取締役副社長	コーポレートスタッフ部門担当
池田 孝昭	取締役	経営管理部門担当
楠 光男	取締役	営業統括本部長 パナホーム不動産株式会社 代表取締役社長
小林 昭	取締役	調達・物流本部長
渡部 幸二	取締役	商品・技術本部長
児玉 至光	常任監査役	常勤
中谷 茂	監査役	常勤
出水 順	監査役	弁護士、大阪大学法科大学院特任教授

- (注) 1. 印は、代表取締役であります。  
 2. 監査役 中谷 茂および監査役 出水 順は、社外監査役であります。  
 3. 常任監査役 児玉至光は、当社の経理・財務担当執行役員の経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役 中谷 茂は、松下電器産業株式会社の経理・財務部門において約30年間勤務した経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 平成19年11月1日付で、下記のとおり取締役の担当を変更いたしました。

氏名	新	旧
小林 昭	調達・物流本部長	調達本部長 (兼)建築技術本部長
渡部 幸二	商品・技術本部長	営業統括本部 副統括本部長 (兼)近畿営業本部長

##### (2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬 (うち社外役員)	名 6	百万円 168	名 3 (2)	百万円 40 (25)	名 9 (2)	百万円 209 (25)
計		168		40		209

- (注) 平成18年6月開催の定時株主総会において、取締役報酬は年額230百万円以内、監査役報酬は年額73百万円以内と決議されております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

取締役の報酬については、経営業績に対する貢献度を報酬に連動させるため、担当する部門の事業計画達成度合いに応じた評価を、各人の支給額に反映させております。株主利益に立脚した評価の徹底を通じ、当社グループ全体の長期継続的な成長性、ならびに企業価値の向上を図っております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### 監査役 中 谷 茂

##### ア．他の会社の取締役・使用人等の兼任状況

該当事項はありません。

##### イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回中すべて、監査役会13回中すべてに出席し、財務・会計等の見地から、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

平成19年11月に国土交通省近畿地方整備局より指示処分を受けたあと、再発防止対策の取り組みの内容を確認いたしました。

##### ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

#### 監査役 出 水 順

##### ア．他の会社の取締役・使用人等の兼任状況

該当事項はありません。

##### イ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会14回中13回、監査役会13回中すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

平成19年11月に国土交通省近畿地方整備局より指示処分を受けたあと、再発防止対策の取り組みの内容を確認いたしました。

##### ウ．責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(平成20年3月31日現在)

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	44百万円
当社および当社子会社が支払うべき報酬等の合計額	62百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬額を含めて記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価として支払っている内容は、以下のとおりであります。

1. 当社の親会社である松下電器産業株式会社に提出する米国公開企業会計監督委員会基準に従った連結財務諸表の監査
2. 松下電器産業株式会社の財務報告に関する内部統制の監査に関連して当社およびその連結子会社に対して実施される合意された手続業務

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意によって当該会計監査人を解任することがあります。この解任を行った場合、監査役は、当該解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障を来たす事由が生じたと認められる場合または当社に監査契約を継続できない合理的な事由が生じた場合には、取締役は監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に提出いたします。

## 6．会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会で決定した内部統制システムの整備に関する基本方針および当社における整備状況は、次のとおりであります。

#### 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンス意識の向上を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

#### (整備状況)

経営理念実践の指針を具体的に定めた「松下グループ行動基準」や「役員倫理規程」等の社内規程を制定している。また、執行役員制度を導入して、執行役員には執行責任を負わせるとともに、取締役会には経営における意思決定および監督に集中させるガバナンス体制を敷き、取締役の責任を明確にしている。さらに、監査役および監査役会による監査等を実施している。

#### 取締役の職務執行に関する情報の保存と管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規程に基づき、適切に保存と管理を行う。

#### (整備状況)

取締役会議事録は、取締役会ごとに作成され、取締役会事務局により、永久保存されている。また、決裁願は、社長決裁願取扱業務規程に基づいて保存されている。

#### リスク管理に関する規程その他の体制

リスクに関する情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定し、その重要性に応じて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。

#### (整備状況)

リスクマネジメント委員会を中心に、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図っている。リスクマネジメントを推進するに際しての組織体制、リスクマネジメントの役割および推進に際しての指針・基本的枠組みについては、リスクマネジメント基本規程に定めている。

### 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等の策定によって経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。  
(整備状況)

意思決定手続きの明確化、社長決裁規程の運用、取締役と執行役員との役割分担、担当役員・中央部長への権限委譲、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っている。また、中期計画、事業計画等を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行している。

### 従業員の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンスに対する方針の明示によって、従業員のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、従業員の職務執行の適法性を確保する。

(整備状況)

「松下グループ行動基準」等の社内規程を策定して徹底を図るとともに、内部監査・法務監査・情報セキュリティ監査等の実施、「企業倫理ホットライン」の運用等を通じて不正行為の早期発見に努めている。

### 監査役の職務を補助する従業員に関する事項および当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設け、監査役スタッフを置く。

(整備状況)

専任の監査役スタッフが所属する監査役室を監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させている。

### 監査役への報告に関する体制

取締役および従業員等が監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。

(整備状況)

取締役および従業員等は、監査役主催の定例報告会等において、業務の運営や課題等について報告するとともに、特に重要な事項についてはその都度報告を行っている。会社の意思決定事項については重要会議に監査役の出席を要請して適宜報告するとともに、決裁事項は電子決裁システムによりすべて閲覧可能な状態にしている。また、「監査役通報システム」によって、会計および監査における不正や懸念事項について、従業員が直接監査役会に通報する体制を構築している。

### 監査役監査の実効性確保のための体制

監査役が毎年策定する監査計画に従い、グループとして実効性ある監査を実施できる体制を整える。

#### (整備状況)

各部門・事業所および子会社・関連会社においては監査役往査に協力するとともに、内部監査部門も定例報告会等で適宜報告するなど連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。また、常勤監査役は松下電器産業グループの監査役との連携を図るために「松下グループ監査役全体会議」に出席している。

### 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

当社は、グループ会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するため、グループ会社に対して当社の経営方針・経営理念および から までの基本方針を徹底する。

#### (整備状況)

「松下グループ行動基準」の運用、グループ会社への株主権の行使、取締役および監査役の派遣、社長決裁規程の運用、内部監査部門等による監査の実施、経営方針発表による目標の共有化等を行っている。

また、上記各体制のもとで当社グループの業務の適正性を確保することにより、米国企業改革法に基づく財務報告に関する内部統制についても適切な対応を行っている。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主の皆様の利益を最も重要な経営課題のひとつと考えて経営に当たってまいりました。この方針のもと、配当につきましては、安定配当を基本とし、事業基盤の強化、経営状況・財務状況等を総合的に勘案して、増配などの株主還元策を進めてまいります。

なお、内部留保資金は、当社グループ全体において経営体質の一層の強化、充実ならびに将来の事業展開に役立てることといたします。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	128,103	流動負債	70,009
現金預金	36,893	支払手形及び工事未払金等	33,976
受取手形及び完成工事未収入金等	4,322	短期借入金	950
有価証券	14,144	未払金	7,575
棚卸資産	56,288	未払法人税等	429
繰延税金資産	8,020	未成工事受入金	15,444
その他	8,584	賞与引当金	2,880
貸倒引当金	151	完成工事補償引当金	3,960
固定資産	78,646	売上割戻引当金	5
有形固定資産	40,638	その他	4,787
建物及び構築物	17,199	固定負債	19,384
機械装置及び運搬具	1,652	長期借入金	3,788
工具器具及び備品	306	再評価に係る繰延税金負債	2,128
土地	21,251	退職給付引当金	4,160
建設仮勘定	228	その他	9,306
無形固定資産	2,880	負債合計	89,393
投資その他の資産	35,127	(純資産の部)	
投資有価証券	14,026	株主資本	122,901
長期貸付金	5,977	資本金	28,375
前払年金費用	4,642	資本剰余金	31,982
繰延税金資産	7,943	利益剰余金	62,761
その他	3,520	自己株式	218
貸倒引当金	984	評価・換算差額等	6,468
資産合計	206,750	その他有価証券評価差額金	415
		土地再評価差額金	6,764
		為替換算調整勘定	119
		少数株主持分	923
		純資産合計	117,356
		負債・純資産合計	206,750

# 連結損益計算書

〔平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	293,616
売 上 原 価	223,584
売 上 総 利 益	70,032
販売費及び一般管理費	61,274
営 業 利 益	8,757
営 業 外 収 益	1,511
(受 取 利 息 及 び 配 当 金)	( 387)
(持 分 法 に よ る 投 資 利 益)	( 192)
(負 の の れ ん 償 却 額)	( 168)
(そ の 他 の 営 業 外 収 益)	( 762)
営 業 外 費 用	866
(支 払 利 息)	( 249)
(そ の 他 の 営 業 外 費 用)	( 617)
経 常 利 益	9,402
特 別 利 益	419
(固 定 資 産 売 却 益)	( 119)
(投 資 有 価 証 券 売 却 益)	( 174)
(為 替 換 算 調 整 勘 定 取 崩 益)	( 125)
特 別 損 失	11,009
(固 定 資 産 除 売 却 損)	( 384)
(減 損 損 失)	( 11)
(事 業 構 造 改 革 費 用)	(10,613)
税金等調整前当期純損失	1,187
法人税、住民税及び事業税	315
法人税等調整額	863
少数株主損失	33
当 期 純 損 失	606

## 連結株主資本等変動計算書

〔平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	28,375	31,970	65,797	251	125,891
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			2,521		2,521
当期純損失			606		606
土地再評価差額金の取崩			91		91
自己株式の取得				41	41
自己株式の処分		12		75	87
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	12	3,035	33	2,990
平成20年3月31日残高	28,375	31,982	62,761	218	122,901

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	592	6,673	25	6,056	706	120,542
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						2,521
当期純損失						606
土地再評価差額金の取崩						91
自己株式の取得						41
自己株式の処分						87
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	176	91	144	412	216	195
連結会計年度中の変動額合計	176	91	144	412	216	3,185
平成20年3月31日残高	415	6,764	119	6,468	923	117,356

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社 株式会社パナホーム北九州、株式会社パナホーム和歌山、埼玉西パナホーム株式会社、株式会社パナホーム滋賀、株式会社パナホーム東海、パナホーム不動産株式会社、株式会社ナテックス

子会社14社のすべてを連結の範囲に含めております。

なお、従来、持分法適用関連会社であった株式会社パナホーム東海は議決権比率の異動により連結子会社となり、また、当連結会計年度に新たに設立したパナホーム不動産株式会社を連結の範囲に含めたため、連結子会社の数が2社増加いたしました。一方、パナホーム ニュージーランド リミテッド [PANAHOME NEWZEALAND LTD.] は清算終了により消滅したため、連結子会社の数が1社減少いたしました。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 14社

主要な持分法適用関連会社 株式会社パナホーム愛岐、株式会社パナホーム長野中央、株式会社パナホーム北関東、株式会社パナホーム兵庫、株式会社パナホーム静岡、京都パナホーム株式会社

関連会社15社のうち、14社に対する投資について持分法を適用しております。

なお、従来、持分法適用関連会社であった株式会社パナホーム東海は議決権比率の異動により連結子会社となったため、持分法適用関連会社の数が1社減少いたしました。

また、関連会社である入江工営株式会社は、連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、パナホーム テック (マレーシア) センディリアン バハッド [PANAHOME TECH(MALAYSIA) SDN.BHD.]、有限会社ナーシングホーム・ファンディング・ワン、有限会社ナーシングホーム・ファンディング・ツー及び有限会社ナーシングホーム・ファンディング・スリーの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 有価証券の評価の方法

満期保有目的の債券.....償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの.....決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、  
売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価の方法

未成工事支出金、分譲用建物、分譲用土地.....個別法による原価法

製品、原材料、仕掛品、貯蔵品.....総平均法による原価法

##### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 建物.....定額法

その他の有形固定資産.....定率法

なお、在外連結子会社は定額法によっております。

無形固定資産 .....定額法

有形固定資産の減価償却の方法の変更については、下記の「会計方針の変更」に記載しております。

##### (4) 重要な引当金の計上の方法

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

引渡後の建築物及び住宅システム部材の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、保証責任が伴う完成工事高、不動産事業売上高の建物部分及び住宅システム部材売上高に過去の実績率を乗じた額と特定の物件について補償費用の個別見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～19年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の費用として処理しております。

(7) 連結子会社の資産及び負債に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(8) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんは、実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積年数で、その他のものについては、発生連結会計年度に一括して償却することとしております。なお、金額が僅少なものについては発生連結会計年度に一括して償却することとしております。

(9) 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却の方法)

当社及び連結子会社は、従来、経済的耐用年数を使用している一部の有形固定資産（展示場（建物）及び主として機械装置）については、改正前の法人税法に基づき償却可能限度額まで償却する方法を採用していましたが、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、従来どおりの経済的耐用年数を使用した改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更は、当連結会計年度における事業構造改革を契機に、展示場については、展示期間終了時の資産価値を再検討した結果、その価値が零と見積られること、機械装置については、新規取得資産について処分時の資産価値を再検討した結果、その価値が零と見積られることや、機械装置を設置した後の追加コストの発生状況について検討を行った結果を踏まえ、法人税法に基づく償却方法がより経済実態を反映するものと判断したためであります。

なお、法人税法に規定する減価償却方法を採用している資産で、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これらの変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(10) 表示方法の変更

前連結会計年度におきまして「現金預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日）及び「金融商品会計に関するQ & A」（会計制度委員会 最終改正 平成19年11月6日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当連結会計年度より「有価証券」として表示しております。なお、譲渡性預金の残高は、前連結会計年度末は23,000百万円、当連結会計年度末は12,000百万円であります。

## (11)追加情報

### (有形固定資産の減価償却の方法)

経済的耐用年数を採用していた有形固定資産で、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存簿価を改正前の法人税法に基づく償却可能限度額としておりましたが、当連結会計年度における事業構造改革を契機に、資産価値の見直しを行った結果、その価値が零と見積られることから、償却可能限度額到達後の見積使用可能期間に基づき備忘価額まで償却する方法に変更しております。

なお、法人税法に規定する減価償却方法を採用している資産で、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限度額まで償却が終了したのものについては、改正後の法人税法に基づき5年間で均等償却を行っております。

これらの変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

### (大量退職に伴う未認識数理差異等の処理)

当連結会計年度において、当社の事業構造改革に伴う特別転進支援制度等により大量退職者が発生したため、「退職給付制度の移行等に関する会計処理(企業会計基準適用指針第1号)」を適用し、大量退職者に対応する未認識数理計算上の差異等の償却をしております。

なお、当該償却額163百万円は、連結損益計算書の特別損失「事業構造改革費用」に含めて表示しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産

長期貸付金	4,748百万円
-------	----------

### 担保に係る債務

長期借入金	3,788百万円
-------	----------

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

49,007百万円
-----------

### 3. パナホーム購入者のための

住宅ローン及びつなぎローンの保証債務	8,431百万円
--------------------	----------

### 4. 受取手形裏書譲渡高

0百万円
------

### 5. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第24号)に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行いました。再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、再評価額の帳簿価額の合計額に比べて4,006百万円下回っております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	168,563			168,563

自己株式

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	507	57	140	424

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加57千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少140千株は、単元未満株式の買増請求による減少9千株及びストックオプションの行使による減少131千株であります。

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年4月25日 取締役会	普通株式	1,260	7.5	平成19年3月31日	平成19年6月7日
平成19年10月26日 取締役会	普通株式	1,260	7.5	平成19年9月30日	平成19年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年4月25日 取締役会	普通 株式	1,261	利益 剰余金	7.5	平成20年3月31日	平成20年5月29日

### 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	692円48銭
1株当たり当期純損失	3円61銭

(注) 本連結計算書類中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	116,777	流動負債	63,880
現金預金	29,580	支払手形	93
完成工事未収入金	1,279	工事未払金	14,807
売掛金	2,840	買掛金	17,620
有価証券	14,144	未払金	7,334
未成工事支出金	5,468	未払費用	1,289
分譲用建物	9,666	未払法人税等	270
分譲用土地	36,003	未成工事受入金	12,786
製品	1,153	前受金	421
原材料・仕掛品・貯蔵品	409	預り金	2,656
前渡金	1,466	賞与引当金	2,663
前払費用	177	完成工事補償引当金	3,930
繰延税金資産	7,900	売上割戻引当金	6
未収入金	6,767	固定負債	12,383
預け金	65	再評価に係る繰延税金負債	2,128
貸倒引当金	148	退職給付引当金	3,702
固定資産	66,326	長期預り金	6,552
有形固定資産	39,235		
建物	15,667	負債合計	76,264
構築物	880		
機械装置	1,540	(純資産の部)	
車両運搬具	104	株主資本	113,187
工具器具備品	273	資本金	28,375
土地	20,586	資本剰余金	31,981
建設仮勘定	181	資本準備金	31,953
無形固定資産	2,576	その他資本剰余金	28
施設利用権	163	利益剰余金	53,039
ソフトウェア	2,412	利益準備金	4,188
投資その他の資産	24,515	その他利益剰余金	48,851
投資有価証券	5,984	配当積立金	4,400
関係会社株式	1,298	別途積立金	42,000
長期貸付金	1,188	繰越利益剰余金	2,451
破産債権等	795	自己株式	209
前払年金費用	4,642	評価・換算差額等	6,348
繰延税金資産	7,898	その他有価証券評価差額金	416
長期預け金	1,603	土地再評価差額金	6,764
その他の投資等	2,600		
貸倒引当金	1,496	純資産合計	106,839
資産合計	183,103	負債・純資産合計	183,103

# 損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	266,968
完 成 工 事 高	176,164
不 動 産 事 業 売 上 高	52,701
住 宅 シ ス テ ム 部 材 売 上 高	38,102
売 上 原 価	203,439
完 成 工 事 原 価	132,318
不 動 産 事 業 売 上 原 価	45,127
住 宅 シ ス テ ム 部 材 売 上 原 価	25,993
売 上 総 利 益	63,528
完 成 工 事 総 利 益	43,845
不 動 産 事 業 総 利 益	7,574
住 宅 シ ス テ ム 部 材 総 利 益	12,108
販売費及び一般管理費	55,205
営 業 利 益	8,322
営 業 外 収 益	774
(受 取 利 息 及 び 配 当 金)	( 243)
(そ の 他 の 営 業 外 収 益)	( 530)
営 業 外 費 用	307
(支 払 利 息)	( 140)
(そ の 他 の 営 業 外 費 用)	( 167)
経 常 利 益	8,789
特 別 利 益	277
(固 定 資 産 売 却 益)	( 103)
(投 資 有 価 証 券 売 却 益)	( 174)
特 別 損 失	10,980
(固 定 資 産 除 売 却 損)	( 358)
(減 損 損 失)	( 8)
(事 業 構 造 改 革 費 用)	( 10,613)
税引前当期純損失	1,913
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	150
法 人 税 等 調 整 額	805
当 期 純 損 失	1,258

# 株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から  
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						配当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	28,375	31,953	15	31,969	4,188	4,400	42,000	6,140	56,728	242	116,831
事業年度中の変動額											
剰余金の配当								2,521	2,521		2,521
当期純損失								1,258	1,258		1,258
土地再評価差額金の取崩								91	91		91
自己株式の取得										41	41
自己株式の処分			12	12						75	87
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	12	12	-	-	-	3,688	3,688	33	3,643
平成20年3月31日残高	28,375	31,953	28	31,981	4,188	4,400	42,000	2,451	53,039	209	113,187

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	587	6,673	6,086	110,744
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				2,521
当期純損失				1,258
土地再評価差額金の取崩				91
自己株式の取得				41
自己株式の処分				87
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	170	91	262	262
事業年度中の変動額合計	170	91	262	3,905
平成20年3月31日残高	416	6,764	6,348	106,839

# 個別注記表

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価の方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま す。)
時価のないもの	移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価の方法

未成工事支出金、分譲用建物、分譲用土地	個別法による原価法
製品、原材料・仕掛品・貯蔵品	総平均法による原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 建物..... 定額法  
その他の有形固定資産..... 定率法
- (2) 無形固定資産 ..... 定額法  
有形固定資産の減価償却の方法の変更については、下記の「会計方針の変更」に記載して  
おります。

### 4. 重要な引当金の計上の方法

- (1) 貸倒引当金  
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒  
懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して  
おります。
- (2) 賞与引当金  
従業員賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき支給  
見込額を計上しております。
- (3) 完成工事補償引当金  
引渡後の建築物及び住宅システム部材の瑕疵担保責任に基づく補償費の支出に備えるため、  
保証責任が伴う完成工事高、不動産事業売上高の建物部分及び住宅システム部材売上高に過  
去の実績率を乗じた額と特定の物件について補償費用の個別見積額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額  
に基づき計上しております。  
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年～10年）  
による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の  
年数（10年～19年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処  
理することとしております。

5. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理方法  
税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

7. 会計方針の変更

(有形固定資産の減価償却の方法)

当社は、従来、経済的耐用年数を使用している一部の有形固定資産（展示場（建物）及び主として機械装置）については、改正前の法人税法に基づき償却可能限度額まで償却する方法を採用していましたが、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、従来どおりの経済的耐用年数を使用した改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更は、当事業年度における事業構造改革を契機に、展示場については、展示期間終了時の資産価値を再検討した結果、その価値が零と見積られること、機械装置については、新規取得資産について処分時の資産価値を再検討した結果、その価値が零と見積られることや、機械装置を設置した後の追加コストの発生状況について検討を行った結果を踏まえ、法人税法に基づく償却方法がより経済実態を反映するものと判断したためであります。

なお、法人税法に規定する減価償却方法を採用している資産で、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これらの変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

8. 表示方法の変更

前事業年度におきまして「現金預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 最終改正 平成19年7月4日）及び「金融商品会計に関するQ & A」（会計制度委員会 最終改正 平成19年11月6日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。なお、譲渡性預金の残高は、前事業年度末は23,000百万円、当事業年度末は12,000百万円であります。

9. 追加情報

(有形固定資産の減価償却の方法)

経済的耐用年数を採用していた有形固定資産で、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、残存簿価を改正前の法人税法に基づく償却可能限度額としておりましたが、当事業年度における事業構造改革を契機に、資産価値の見直しを行った結果、その価値が零と見積られることから、償却可能限度額到達後の見積使用可能期間に基づき備忘価額まで償却する方法に変更しております。

なお、法人税法に規定する減価償却方法を採用している資産で、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、償却可能限度額まで償却が終了したものについては、改正後の法人税法に基づき5年間で均等償却を行っております。

これらの変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(大量退職に伴う未認識数理差異の処理)

当事業年度において、当社の事業構造改革に伴う特別転進支援制度等により大量退職者が発生したため、「退職給付制度の移行等に関する会計処理（企業会計基準適用指針第1号）」を適用し、大量退職者に対応する未認識数理計算上の差異等の償却をしております。

なお、当該償却額163百万円は、損益計算書の特別損失「事業構造改革費用」に含めて表示しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	48,215百万円
2. パナホーム購入者のための 住宅ローン及びつなぎローンの保証債務	7,274百万円
3. 関係会社に対する 短期金銭債権	1,776百万円
長期金銭債権	2,142百万円
短期金銭債務	4,132百万円
長期金銭債務	135百万円

## 4. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年法律第24号)に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行いました。再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は、再評価額の帳簿価額の合計額に比べて4,006百万円下回っております。

## 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売	上	高	37,372百万円
	仕	入	高	9,320百万円
	販売費及び一般管理費			2,003百万円
	営業取引以外の取引高			326百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	471	57	140	388

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加57千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少140千株は、単元未満株式の買増請求による減少9千株及びストックオプションの行使による減少131千株であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
たな卸資産評価損否認額	983
完成工事補償引当金	1,599
賞与引当金	1,083
未払事業税否認額	45
減価償却費限度超過額	1,138
貸倒引当金損金算入限度超過額	667
繰越欠損金	9,822
その他	2,151
繰延税金資産小計	17,491
評価性引当額	1,242
繰延税金資産合計	16,249
繰延税金負債	
退職給付引当金	383
その他有価証券評価差額金	66
繰延税金負債合計	449
繰延税金資産(負債)の純額	15,799

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建 物	7,878	3,797	4,080
車 両 運 搬 具	27	19	8
工 具 器 具 備 品	205	127	77
ソ フ ト ウ ェ ア	3	2	1
合 計	8,114	3,946	4,167

(注) 取得価額相当額は、前事業年度に原則的方法に変更いたしましたが、重要性が低下したため、当事業年度より支払利子込み法による表示に変更いたしました。  
なお、この変更による影響額は軽微であります。

#### (2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

1 年 内	1,837
1 年 超	2,330
合 計	4,167

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、前事業年度に原則的方法に変更いたしましたが、重要性が低下したため、当事業年度より支払利子込み法による表示に変更いたしました。  
なお、この変更による影響額は軽微であります。

#### (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

支 払 リ ー ス 料	2,130
減 価 償 却 費 相 当 額	2,130

#### (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 2. オペレーティング・リース取引

#### 未経過リース料

(単位：百万円)

1 年 内	16
1 年 超	20
合 計	37

## 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の 内容または 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼務等	事業上 の関係				
子会社 及び 関連会社	(株)パナホーム 北関東 ほか5社 (関東地方)	20~80	建設業	35.0~ 89.5	兼任14名 (うち従業員 14名) 出向6名	パナホ ームの 受注・ 施工・ 販売	製品の販 売、工事 の請負、 宅地の販 売及び仲 介手数料	14,100	売掛金	520
同上	(株)パナホーム 静岡 ほか4社 (中部地方)	40~60	同上	48.0~ 75.0	兼任14名 (うち従業員 14名)	同上	製品の販 売及び仲 介手数料	9,514	売掛金	468
同上	京都パナホ ーム(株) ほか4社 (近畿地方)	30~99	同上	45.0~ 100.0	兼任11名 (うち従業員 11名) 出向3名	同上	製品の販 売、工事 の請負及 び仲介手 数料	10,018	売掛金	519
同上	(株)パナホーム 北九州 ほか2社 (九州地方)	20~80	同上	40.0~ 100.0	兼任6名 (うち従業員 6名) 出向2名	同上	製品の販 売、工事 の請負、 宅地の販 売及び仲 介手数料	3,774	売掛金	132

- (注) 1. パナホーム協業会社は全国に多数存在するので、全てを合計して重要性を判断し、地域毎に分けて表示しております。なお、取引金額及び債権の金額はそれぞれ地域別の合計額で計上しております。
2. 当社は、消費税等に係る会計処理方法につき税抜き方式を採用しているため、取引金額には消費税等を含めず、残高には消費税等を含めた額を記載しております。
3. 出向者は当社の従業員であります。

#### 【取引条件ないし取引条件の決定方針等】

- (1) パナホーム協業会社に対する製品の販売について、価格その他の取引条件は、パナホーム代理店と同様の条件によっております。
- (2) 工事の請負について、価格その他の取引条件は、一般の顧客等と同様の条件によっております。
- (3) 宅地の販売について、価格その他の取引条件は、一般の顧客等と同様の条件によっております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金 (百万円)	事業の 内容または 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
					役員の 兼務等	事業上 の関係				
親会社 の 子会社	松下電工(株)	148,513	電気機械 器具等の 製造・ 販売	27.3		製品及 び原材 料等の 購入	製品及 び原材 料等の 購入	4,612	買掛金	2,070

(注) 当社は、消費税等に係る会計処理方法につき税抜き方式を採用しているため、取引金額には消費税等を含めず、残高には消費税等を含めた額を記載しております。

【取引条件ないし取引条件の決定方針等】

製品及び原材料等の購入価格は、市場価格を勘案した一般取引と同様の条件によっております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	635円29銭
1 株当たり当期純損失	7円49銭

(注) 本計算書類中に記載の金額及び株数等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 4 月23日

パナホーム株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 中村基夫 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 池田賢重 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パナホーム株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成20年 4 月23日

パナホーム株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 中村基夫 ⑩  
指定社員 業務執行社員 公認会計士 池田賢重 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針および監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその本社および主要な事業所を訪問し、質問等を行いました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成20年4月24日

パナホーム株式会社 監査役会

常任監査役(常勤)	児玉至光	ⓐ
監査役(常勤社外監査役)	中谷茂	ⓐ
監査役(社外監査役)	出水順	ⓐ

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 議 案 取締役 6 名選任の件

取締役 6 名全員が本総会終結の時をもって任期満了となり、古賀新也、池田孝昭の両氏がこれを機に退任いたします。

つきましては、取締役 6 名の選任をお願いしようとするものであります。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	上田 勉 昭和22年 9 月22日	昭和46年 4 月 松下電器産業株式会社に入社 平成15年 6 月 同 役員、パナソニックAVCネットワークス社 上席副社長に就任 平成18年 4 月 当社顧問に就任 平成18年 6 月 同 代表取締役社長に就任、現在に至る	17,000株
2	楠 光 男 昭和21年 8 月29日	昭和44年 3 月 当社に入社 平成10年 6 月 当社取締役に就任 平成11年10月 株式会社パナホーム東京 代表取締役社長に就任 平成12年 6 月 当社取締役に退任 平成14年 6 月 同 取締役、執行役員に就任 平成14年10月 同 常務執行役員に就任 平成16年 6 月 同 取締役に退任 平成19年 6 月 同 営業統括本部長、現在に至る 平成19年 6 月 同 取締役、専務執行役員に就任、現在に至る ・パナホーム不動産株式会社 代表取締役社長	26,203株
3	小林 昭 昭和25年 5 月30日	昭和48年 4 月 当社に入社 平成14年10月 同 執行役員に就任 同 名古屋支社長 平成16年 4 月 同 建設・購買本部長 平成18年 6 月 同 取締役、常務執行役員に就任、現在に至る 平成19年11月 同 調達・物流本部長、現在に至る	12,000株
4	渡部 幸二 昭和26年 8 月28日	昭和45年 3 月 当社に入社 平成12年 5 月 株式会社パナホーム広島 代表取締役社長に就任 平成14年10月 当社執行役員に就任 平成19年 1 月 同 営業統括本部 副統括本部長 兼 近畿営業本部長 平成19年 6 月 同 取締役、常務執行役員に就任、現在に至る 平成19年11月 同 商品・技術本部長、現在に至る	19,000株

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 株 式 の 数
5	野々村 英彦 昭和27年1月12日	昭和50年4月 松下電器産業株式会社に入社 平成11年4月 松下電子工業株式会社 電子管社 経営企画室長 平成13年4月 松下電器産業株式会社 ディスプレイデバイス社 経営企画グループ グループマネージャー 平成15年6月 松下電池工業株式会社 取締役役に就任 平成20年4月 当社顧問に就任、現在に至る	5,000株
6	安原 裕文 昭和31年8月28日	昭和54年4月 松下電器産業株式会社に入社 平成6年4月 松下電池工業株式会社 経理部 経理課長 平成8年9月 アメリカ松下電池工業株式会社 出向 平成13年5月 松下電器産業株式会社 経理グループ 事業チーム 参事 平成20年4月 当社顧問に就任、現在に至る	3,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 印は、新任候補者であります。

以 上

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. 同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成20年6月23日（月曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行われるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。
7. 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

インターネットにアクセスできること。

パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer® 5.5 SP2以上またはNetscape® 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。

携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

(Microsoft®は、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。Netscape®は、米国およびその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。)

〔インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ〕

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】☎ 0120-186-417（24時間受付）